

# 中央大学個人情報保護規程

(規程第千四百三十九号)

## 目次

第一章 総則(第一条 第七条)

第二章 個人情報の収集(第八条 第十条)

第三章 個人情報の管理(第十一条・第十二条)

第四章 個人情報の利用及び提供(第十三条)

第五章 個人情報の開示及び訂正の申請等(第十四条 第二十条)

附則

### 第一章 総則

(目的)

第一条 この規程は、学校法人中央大学(以下「本学」という。)が保有する個人情報の取扱いに関する指針を定めることにより、本学における教育・研究及びそれに関わる業務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人情報を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において個人情報とは、現在又は過去における本学の教職員、学生、生徒及び本学入学試験の受験生等その他本学に関わる者(以下「教職員、学生等」という。)について、本学が保有する個人に関する情報であって、当該情報の内容により当該個人を識別できるものをいう。

(本学の各機関等の責務)

第三条 本学の各機関(以下「各機関」という。)は、この規程の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。

2 本学の教職員は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報保護管理者)

第四条 個人情報の保護を適正かつ円滑に行い、その責任の所在を明確にするため、各機関に個人情報保護管理者(以下「管理者」という。)を置く。

2 管理者は、当該機関の長をもって充てる。

(各機関の内部基準)

第五条 各機関は、個人情報の保護を適正かつ円滑に行うため、必要に応じてこの規程を補う内部基準を作成するものとする。

(中央大学個人情報保護委員会)

第六条 本学における個人情報の保護を統一的かつ適正に行うため、中央大学個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 各機関は、この規程の運用に関して、委員会に助言又は勧告を求めることができる。

3 委員会に関する規程は、別に定める。

(適用の除外)

第七条 各機関が、一般の利用に供することを目的として収集及び保有している個人情報

に関しては、この規程を適用しない。

## 第二章 個人情報の収集

### (収集の制限)

第八条 各機関は、思想、信教及び信条に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を収集してはならない。

- 2 各機関は、個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、かつ、公正な手段によって収集しなければならない。
- 3 各機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
  - 一 本人の同意があるとき。
  - 二 法令に定めがあるとき。
  - 三 出版、報道等により公にされているとき。
  - 四 個人の生命、身体若しくは財産の安全を守るため、又は各機関の業務の遂行のため緊急かつ止むを得ないと認められるとき。

### (収集の登録)

第九条 各機関が個人情報を収集する場合には、次の各号に掲げる事項を記載した個人情報事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、保管しなければならない。

- 一 収集機関の名称
  - 二 収集開始年月日
  - 三 収集目的
  - 四 記録項目及びその内容の範囲
  - 五 収集対象者の範囲
  - 六 収集方法
  - 七 事務処理方法（コンピュータ処理の有無及び学外委託の有無等）
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する個人情報については、登録簿の作成を必要としない。
- 一 法令又は本学の規程によって作成するもの
  - 二 専ら学術研究のみを目的として作成するもの
  - 三 専ら試験的又は暫定的に作成するもの

### (登録の届出)

第十条 各機関は、前条の規定に基づき作成した登録簿の写しを、委員会に届け出なければならない。登録簿を修正し、又は廃棄した場合も同様とする。

## 第三章 個人情報の管理

### (適正管理)

第十一条 各機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するため、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

- 2 各機関は、個人情報の漏洩、滅失及び毀損を防止するため、必要な措置を講じなければならない。
- 3 各機関は、保有する必要のなくなった個人情報については、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(学外への委託)

第十二条 各機関は、個人情報を取り扱う事務の一部又は全部を学外に委託するときには、受託者が個人情報の保護に関して遵守すべき事項を当該委託契約に明記しなければならない。

#### 第四章 個人情報の利用及び提供

(利用及び提供の制限)

第十三条 各機関は、保有する個人情報を収集の目的以外に利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- 一 本人の同意があるとき。
- 二 法令に定めがあるとき。
- 三 出版、報道等により公にされているとき。
- 四 専ら学術研究のみを目的とするとき。
- 五 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつ止むを得ないと認められるとき。
- 六 各機関の業務の執行のために必要かつ相当の理由があると認められるとき。

2 各機関は、前項ただし書によって目的以外の利用又は提供を行うときは、本人及び第三者の権利を不当に侵害することがないようにしなければならない。

#### 第五章 個人情報の開示及び訂正の申請等

(開示の申請)

第十四条 教職員、学生等は、自己の個人情報の開示を、当該記録を保有する各機関の管理者に申請することができる。

2 自己の個人情報の開示の申請は、当該機関の定める申請書を管理者に提出することをもって行う。

(開示の決定)

第十五条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する個人情報については、その記録の一部又は全部を開示しないことができる。

- 一 法令により、本人に開示しないことができると認められるとき。
- 二 個人の評価、診断、選考、指導、相談等に関する個人情報であって、開示することにより本学の業務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるとき。
- 三 開示申請の対象である個人情報の記録に、第三者の個人情報が含まれているとき。
- 四 開示することにより各機関の業務の適正な執行を妨げるおそれがあるとき。

2 管理者は、開示申請書を受理した後速やかに開示の可否を決定しなければならない。

3 管理者は、開示の申請のあった個人情報の記録の一部又は全部を第一項の規定により開示しないことを決定したときには、開示申請者にその理由を付して通知しなければならない。

(開示の方法)

第十六条 文書に記録された個人情報の開示は、当該文書の写しの交付をもって行う。

2 コンピュータ処理用に電磁的方法等によって記録された個人情報の開示は、通常の方法によって印刷したものの写しの交付をもって行う。

3 前二項のいずれかの方法による交付が困難である場合には、他の適切な方法による。

(訂正の申請)

第十七条 教職員、学生等は、各機関の保有する自己の個人情報の記録が事実と異なっている場合には、当該機関の管理者にその訂正を申請することができる。

2 自己の個人情報の訂正の申請は、当該機関の定める申請書を管理者に提出することをもって行う。

(訂正の決定)

第十八条 管理者は、訂正申請書を受理した後速やかに訂正の可否を決定し、その結果を訂正申請者に通知しなければならない。

(不服申立て)

第十九条 教職員、学生等は、自己の個人情報に関する各機関の処理について不服があるときは、当該機関に対して不服を申し立てることができる。

2 自己の個人情報の処理に関する不服の申立ては、当該機関の定める申立て書を管理者に提出することをもって行う。

(不服申立ての処理及び報告)

第二十条 管理者は、不服申立て書を受理した後速やかに検討を行い、その結果を不服申立て者に通知しなければならない。

2 管理者は、不服申立ての処理の結果を委員会に報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成七年四月一日から施行する。ただし、各機関は、この規程の施行以前に収集及び保存している個人情報についても、可及的速やかにこの規程の定めるところによって処理するものとする。